

持込テント出店

日本インドネシア市民友好フェスティバル 2017 持込テントエリア出店（物販に限る）要項

「第7回日本—インドネシア市民友好フェスティバル 2016」は、美味しいインドネシア料理、ガムラン演奏、ジャワ舞踊やバリ舞踊などのインドネシア伝統芸能や、アーティストによるインドネシアの最新ミュージックなど、思い切り楽しめるフェスティバルです。多様なインドネシア文化の紹介・日伊の国際交流をさらに深めるとともに、代々木公園という立地の良さを最大限生かした集客イベントを開催致します。

【出店概要】

種類	形式	出店料	付帯設備
D	自己テント出店	出店申込料 60,000円 但し、売上げ 30 万円を超え るとその 10%を戴きます。	テント間口 3.6m×奥行 3.6 m まで、自己テント で決められたスペースに建ててください。保安上、 蛍光灯、電源 10A は事務局で用意します。机 2 脚 椅子 2 脚を貸し出します。

※出店は、物販または、マッサージサービスに限定させて戴きます。

※2ブースまで申し込むことができます。

※お申し込み後、事務局より請求書を送付します。

※決められた場所に、先着順で、現場の監督の指示に従って建てて戴きます。

※出展申込み契約書を郵送(またはファックス)して戴くまでは本契約とはなりません

1. 事務局から、WEB ページ上で決定出店者名を発表します。 <http://www./indonesia-festival.com>
2. 出店者は出店料を **2017年8月15日までに**、ご案内した指定銀行口座にお振込み戴きます。
なお、振込手数料は出店者にご負担いただきます。
3. 出店料の銀行振込み日または支払日をもって、出店料支払い完了日と致します。
4. 催事開始前一週間以内の自己責任のキャンセルは準備の都合上出店料をお戻しできないことがあります。

【申込み及び出店の条件】

出店申込者は、フェスティバル当日に出店する事業主、経営者と同一であること。

万が一、申込者と出店者が異なっている場合、出店の権利をまた貸しや譲渡した場合は、事務局は出店を許可しない権利を有します。

【申込方法】

< 持込テント第2次締切：2017年7月25日 >

出店内容確認書に必要事項を記入の上、誓約書を添えて事務局まで郵送でお申し込みください。

郵送先；東京都三鷹市中原 2-16-9 G.P.I. 内 日本インドネシア市民友好フェス事務局

FAX; 0422-72-4687

【持込テント】出店内容確認書

提出先: 日本—インドネシア市民友好フェスティバル 2017
 実行委員会 事務局 C.P.I.教育文化交流推進委員会
 Indonesiafestival2008@gmail.com

申込日:

2017 年 月 日

1. 基本情報

会社名 (請求書等の宛先)			
出店舗名			
代表者氏名			
住所	〒		
担当者氏名			
連絡先	TEL	FAX	携帯
E-MAIL			
ホームページ			
出店形式	D テント () 張 ※2 ブースまでお申込み可能です。		

2. 搬入出車両

1	車種	ナンバー	運転手氏名	当日連絡先
2	車種	ナンバー	運転手氏名	当日連絡先

3. 販売商品

1	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					
2	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					
3	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					
4	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					
5	商品名		販売価格	円	予定数/日	食
	商品の紹介					

【持込テント出店】誓約書

提出先：日本—インドネシア市民友好フェスティバル 2016
実行委員会 事務局 C.P.I.教育文化交流推進委員会
Indonesiafestival2008@gmail.com

申込日：

年 月 日

日本—インドネシア市民友好フェスティバル 2015 実行委員会 御中

誓約書

出店募集要項、出店要項を熟読の上、その内容を確認しました。
出店に伴う事故及び食品販売に起因する 全ての事項については、当社が責任を持って解決致します。主催者に一切の賠償などの請求は行いません。 自社で出たごみは必ず持ち帰り、会場内においては、次の項目を厳守します。

- 出店及び食品・販売行為に関して発生した事故・苦情に対して全ての賠償責任を負います。
- 衛生面に最大限配慮し、事故・苦情等が発生しないように注意します。
- 催事の終了後の売上は正確に申告します。
- 混雑時には、お客様に対応する整理要員を出すことと致します。
- 周囲に対して美観を損ねる、あるいは風紀を乱したりする行為は致しません。
- 出店の終了後に、ゴミはすべて持ち帰ります。（会場内の来場者用ごみ箱には捨てません）
- 出店に必要な書類は、すべて期限までに提出します。
- その他、公園管理事務所、保健所より指示があった場合は、それに従って販売します。
- 付帯のテント横幕やテーブルに損傷を与えないようにします。出店者の方の過失により損傷が生じた場合は、弁償します。
(テント幕 1 枚/10,000 円、テーブル 1 台/8,000 円)
- 想定外な事故その他の不可避な状況で催事中止に迫られた場合、出店料の返還請求を致しません。

会社名

責任者

ご署名

印